

SLN No. 84 2000.4.10

データベースの著作権

独自の工夫が施された職業分類体系によって電話番号情報を職業別に分類したタウンページデータベースは、全体として、体系的な構成によって創作性を有するデータベースの著作物である

——東京地裁平成12年3月17日判決——

一 事実関係

- (1) 原告日本電信電話株式会社（NTT）は「タウンページデータベース」と題するデータベースを保有し、「タウンページ」と題する職業別電話帳を発行している。
- (2) 原告が昭和60年に一切の権利義務を承継した旧日本電信電話公社は、昭和58年に従前の職業別電話帳の職業分類を大幅に見直し、従前の600分類から約1800分類に増やすとともに個々の職業分類にも検討を加えて新たな職業分類体系を作成した。新職業分類は、従前の職業別電話帳、各種情報誌、日本標準産業分類、外国の職業別電話帳等を参考に作成されたもので、各業界の動向、原告の調査結果に基づいて各職業分類の社会的認知度、職業分類としての広狭、既存の職業分類との重複等を考慮して数年に一度の割合で見直されている。

この職業分類は、昭和59年4月以降に発行されたタウンページ（以下「TP」という）に用いられ、タウンページデータベース（以下「TPDB」という）にも用いられている。

- (3) 原告の担当者は、TPDB及びTPの職業分類に個々の電話番号情報を当てはめるために、掲載者から取扱商品や事業内容についての情報を聴取するとともに、利用者の検索の利便性の観点から、原則として①事業所等の電話番号情報のうち、利用者からの問い合わせ等に応じる部署以外掲載しない、②正式名称以外の通称での掲載も認める、③屋号で掲載する、④業種を示す冠称、広告的要素の強い掲載名、五

SOFTIC

© 2000 (財)ソフトウェア情報センター
本誌記事の無断転載を禁じます。

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 5-1-4 東都ビル 4階
TEL. (03)3437-3071 FAX. (03)3437-3398
E-mail: staff@softic.or.jp URL <http://www.softic.or.jp/>



この事業は、競輪の補助金を受けて実施したものです。

○音順序の掲載順序を意識した掲載名などを掲載しない、⑤氏名と屋号又は屋号と屋号を併記した掲載名は氏名と屋号を別々に掲載する、⑥百貨店等においては初めに百貨店名を表示し、その後に売場ごとにまとめて番号を掲載する、⑦資格を要する職業では無資格者を排除する、等の配慮をしている。

(4) T P D Bには日本全国の電話番号情報が網羅され、T Pは各都道府県ごと又は更に細分化された地域ごとの電話番号情報が職業分類別に掲載されている。

(5) 原告がT P D Bをライセンスする際の実施料は、電話番号情報一件につき、少なくとも3円であり、T P D Bに収録されている電話番号情報は全国版で1100万件である。

2 (1) 被告株式会社ダイケイは、「職業別データ」と題する、全国を網羅する職業別電話番号情報のデータベースを保有している。

(2) 業種別データの職業分類は、T P D Bの職業分類及びそこに掲載されている電話番号情報を職業分類名も含めてそのまま職業分類及び電話番号情報とするもの、T P D Bの職業分類及びそこに掲載されている電話番号情報はそのままであるが、職業分類名の表現のみを変えたもの、T P D Bの複数の職業分類をまとめて一つの職業分類とし、当該複数の職業分類に掲載されている電話番号情報を掲載して、複数の職業分類を包摂する職業分類名を付したものの三種類がある。被告はT P D Bから取り込んだ職業分類及び電話番号情報に、前記三種類に応じた作業をした上、各職業分類に対して日本標準産業分類に準じたコードを設定し、日本標準産業分類に存在しないものについては新たにコードを設定して、業種別データを作成している。業種別データはT P D Bが改訂される度に、これから職業分類及び電話番号情報を取り込んで作成されている。

(3) 業種別データに収録されている電話番号情報で、T P D Bに収録されていないものは存在しない。被告が業種別データの作成にあたって独自に番号情報を職業別に分類することもない。

(4) 業種別データには、日本全国の電話番号情報が網羅されており、都道府県ごとのデータは一つのファイルに分類されているが、被告は業種別データのうち、特定の地域、業種など顧客の要望する単位でデータを抽出し、販売している。

二 原告の請求

原告は、T P D B及びT Pにはデータベースの著作権及び編集著作権があり、業種別データはこれらを侵害するものであるとして、業種別データの作成及び頒布の差し止め及び廃業並びに損害賠償を求めた。

三 争点

- 1 (一) T P D Bはデータベースの著作物といえるか
(二) 業種別データがT P D Bのデータベースの著作権を侵害しているか
- 2 (一) T Pが編集著作物といえるか
(二) 業種別データがT Pの編集物著作権を侵害しているか.
- 3 原告の損害の算定方法

四 争点に対する裁判所の判断

- 1 (一) T P D Bはデータベースの著作物か
 - (1) T P D Bには約1800の職業分類が存在し、そのうち業種別データにおいても同一の職業範囲を包摂する職業分類として用いられている100の職業分類は原告において検討の結果、採用して設定されたものである。
 - (2) T P D Bの職業分類は、日本標準産業分類の分類項目とは大きく異なっており、T P D Bの特定の職業分類が、日本標準産業分類の分類項目中の一つの細分類と同一の職業範囲を包括することはほとんどない。又、その他、T P D Bと同様の職業分類体系が存するとは認められない。
 - (3) T P D Bの職業分類は、(1)の100の職業分類を含む職業分類を小分類とし、複数の小分類を包摂する中分類、複数の中分類を包摂する大分類の三層構造となっている。
 - (4) 以上を総合すると、T P D Bの職業分類体系は、検索の利便性の観点から、個々の職業を分類し、これらを階層的に積み重ねることによって、全職業を網羅するように構成されたものであり、原告独自の工夫が施されたものであって、これに類するものが存するとは認められないから、そのような職業分類体系によって電話番号情報を職業別に分類したT P D Bは、全体として体系的な構成によって創作性を有するデータベースの著作物であるといえることができる。
 - (5) 原告担当者がT P D Bの職業分類に個々の電話番号情報を当てはめるために、掲載者より取扱商品や事業内容についての情報を聴取していることは、あてはめの過程は掲載の可否を選択するものではないこと、T P D Bの職業分類は1800にわたって細かく分かれているから、いずれの職業分類に入れるかの選択の幅は小さいものと考えられ、聴取の技術や経験も主として掲載者の事業内容の正確な把握という事実認定に関するものであると考えられることから、あてはめの過程に情報の選択又は体系的な構成について創作性が存するとは認められない。
又、原告の一、1(3)①ないし⑦のような配慮は、電話番号情報に関する職業別のデータベースとして利用者に提供する以上、当然なすべき配慮であると考えられるから、特に創作的なものとは認められない。
- (6) T P D Bについて、随時見直しを行っていることは、そのことのみでT P D Bが情

報の選択又は体系的な構成により創作性を有するということができないことは明らかである。

- (7) よってT P D Bは、職業分類体系によって電話番号情報を職業別に分類した点において、データベースの著作物と認められる。

(二) 業種別データはT P D Bの著作権の侵害か

- (1) 業種別データのうち、T P D Bの職業分類及びそこに掲載されている電話番号情報を、職業分類名も含めてそのまま職業分類及び電話番号情報とする部分並びにT P D Bの職業分類及びそこに掲載されている電話番号情報はそのままであるが、職業分類名の表現のみを変えた部分は、いずれもT P D Bの創作性を存する体系的な構成がそのまま再現されているということができる。T P D Bの複数の職業分類をまとめて一つの職業分類とし、その複数の職業分類に掲載されている電話番号情報を掲載して、複数の職業分類を包摂する職業分類名を付した部分は、T P D Bの創作性を有する体系的な構成をもとにしており、複数の職業分類をまとめた点を除いては、独自に分類したというようなものではないから、この部分についてもT P D Bの創作性を有する体系的な構成が再現されているということができる。
- (2) 業種別データはT P D Bに依拠して作成されたものであり、その創作性を有する体系的な構成が再現されているということができる。被告は、業種別データを作成し、その中から特定の地域、業種など、顧客の要望する単位でデータを抽出して頒布しているのであるから、このような業種別データの作成及び頒布はT P D Bの著作権を侵害するものであるということができる。

2 (一) T Pは編集著作物といえるか

- (1) T PとT P D Bの職業分類及び電話番号情報は、それぞれ同じ内容である。
- (2) T Pの職業分類は、検索の利便性の観点から、個々の職業を分類し、これらを階層的に積み重ねることによって、全職業を網羅するように編集されたものであり、原告独自の工夫が施されたものであって、これに類するものが存するとは認められないから、そのような職業分類体系によって電話番号情報を職業別に分類したT Pは、素材の配列によって創作性を有する編集著作物であるということができる。
- (3) 原告担当者がT Pの職業分類に個々の電話番号情報をあてはめるために掲載者から取扱商品や事業内容を聴取していることによって、あてはめの過程に素材の選択又は配列について創作性が存するとは認められない。又、一、1(3)①ないし⑦の配慮をもって素材の選択又は配列に創作性が存するとは認められない。
- (4) 原告がT Pについて、随時見直しを行っていることにより、そのことにのみによってT Pが素材の選択又は配列に創作性を有するということができないことは明らかである。
- (5) よって、T Pは職業分類体系によって電話番号情報を職業別に分類した点において、

編集著作物として認められる。

TPは、各都道府県ごと又はさらに細分化された特定の地域ごとの電話番号情報を職業分類別に掲載した電話帳であって、全国版のものは存在しないから、TPの編集著作権は各地域ごとのTPを単位として認められる。

(二) 業種別データはTPの編集著作権を侵害しているか

- (1) 業種別データはTPDBから作成されたものであって、TPに依拠して作成されたことは認められない。(猶、TPDBがTPの第二次著作物であれば、業種別データがTPDBに依拠して作成されたことからTPにも依拠して作成されたという余地があるが、かかる主張立証はない。)
- (2) よって、業種別データはTPの編集著作権を侵害していない。

3 損害の算定方法

- (1) 電話番号情報自体に著作物性が認められるものではないから、TPDBの電話番号情報一件についてのライセンス料による損害計算方法は採用できない。
- (2) 業種別データにより、被告の受けた利益の額が原告の被った損害であると推定される。

五 裁判所の結論（主文）

- (1) 被告は業種別データを作成し又は頒布してはならない。
- (2) 被告は業種別データを廃棄せよ。
- (3) 被告は原告に対し3252万0425円を支払え。

六 若干のコメント

- 1 職業別電話番号データベースと職業別電話帳の著作物性及び侵害について判断した判決である。電話帳についての裁判例は大阪地裁昭57・3・30判決（広告電話帳事件、判タ474号234頁、別冊ジュリスト128号、82頁）と東京地裁平成10・7・24判決（電話帳事件、判例集未掲載）とがあるが、職業別電話番号データベースについては初めての判例である。
- 2 本判決は、職業別電話番号データベースについて、「個々の職業を分類し、これらを階層的に積み重ねることによって全職業を網羅するように構成されたものであり、これに類するものが存するとは認められないから、・・・全体として、体系的な構成によって創作性を有するデータベースの著作物である」と判断する。

他方、電話番号の分類あてはめのための情報の聴取作業や利用者の利便性の観点から

の配慮、データの見直し等については創作性がないものとして著作物性を獲得するための要素とはしていない。

この後者の判断は、たぶん米国ファイスト判決を意識したものと推測でき、「額に汗」の理論は我が国においても著作物性の要素とはならないことを示したものと捉えることができる。

- 3 又、職業別電話帳については、「個々の職業を分類し、これを階層的に積み重ねることによって、全職業を網羅するように編集されたものであり、原告独自の工夫が施されたものであって、これに類するものが存するとは認められないから、……素材の配列によって創作性を有する編集著作物である」と判断し、データベースと同様にあてはめ作業や利便性の配慮、データの見直し等は創作性を有しないとする。
- 4 そこで、上記のデータベース著作物と編集著作物の創作性判断を見てみると、本判決は、本件のデータベース及び電話帳の制作過程は同一で、職業を分類し、階層的に積み重ねることによって全職業を網羅するように構成された点にデータベースとしての体系的な構成があり、同様に全職業を網羅するように編集された点に素材の配列がある、とする。つまり、同じ作業をデータベースでは体系的な構成、編集物では素材の配列と見ていることになる。

1996年の WIPO 著作権条約や欧米の立法においては、データベースは編集著作物に包含されているが、我が国においては別のカテゴリーとされている。しかし、データベースと編集著作物との本質的な差異はないとの理解のもとでは、「体系的な構成」と「素材の配列」とは同様の趣旨であるとして本判決の示す論理が肯定されることになる。

- 5 ところで、職業別電話帳やデータベースにおいて、抽象的に職業分類を階層的に積み重ねて全職業を網羅することは特別な方法とは言い難く、一般的な体系であるといわざるを得ないであろう。とすると、制作者の独自性は最下層の職業分類をいかにするのか、最下層の分類をどのようにまとめて中分類するかという点に求めざるを得ず、この点に創作性を見いだすことになる。

したがって、被告がデータベースあるいは編集著作物を侵害したとする場合には、この創作性ある分類——体系を侵害したと言えなければならない。そこで、本件の場合、原告 T P D B の職業別分類及び掲載番号情報をそのまま利用した部分は原告の創作性ある体系的構成を再現したものと考えることができる。しかし、複数の分類をまとめて包摂する分類名を付した部分についても原告の創作性ある体系的な構成が再現されていると断言できるかは若干の疑問がある。最下層の職業分類が異なる以上、体系的な構成は異なっているのではないかとも考えられるからである。

- 6 次に、本判決は、T P D B が T P の二次的著作物である可能性を示唆する。

この示唆は紙ベースの編集著作物をそのままデジタル化してデータベースにした場合、データベースは二次的著作物となるかという問題を提起する。

前記の本判決の判示によると、体系的な構成と素材の配列とは等価であり、一旦素材の配列によって創作性が認められた編集著作物をデジタル化したデータベースにし

でも、新たな創作行為はないのではないかと考えられるからである。その場合にはデータベースは編集著作物の複製物にすぎないことになるのではないだろうか。

- 7 本判決の損害賠償に関する判示は疑問がある。T P D Bの電話番号情報自体に著作物性がないとする点は疑問はないが、データベース自体には著作物性がある以上、データベースの著作権侵害事案でデータベースを利用する際のライセンス料を損害賠償の根拠とすることに問題はないはずである。素材の著作物性を問題とすることは誤りであろうと思われる。

(以上)